

## 新県立図書館整備検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 新県立図書館の整備計画を策定するに当たり、図書館に関し優れた識見を有する者等から意見を聴くため、新県立図書館整備検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (組織)

第2条 委員会は、知事が委嘱し、又は任命する11名以内の者で構成する。

### (任期)

第3条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成20年3月31日までとする。

### (検討事項)

第4条 委員会は、新県立図書館に係る、次に掲げる事項に関して意見を述べるものとする。

- (1) あり方、役割及び機能に関すること
- (2) 施設(規模・構成)及び設備に関すること
- (3) 建設場所に関すること
- (4) 管理及び運営に関すること
- (5) その他整備計画策定に必要な事項に関すること

### (委員会)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員会は必要に応じ、事案に係る者を委員会の会議に出席させ、意見を求めることができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画部企画課において行う。

### (委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成19年5月15日から施行する。